

## 令和4年度

### 第29回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年11月11日（金曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項目的の買受適格証明願について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内 壽一
3 番	笠野 喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷 知彦
課	長	中村 保
副 課	長	藤田 誠一
班	長	中居 一樹
企 画 員		西森 和子
企 画 員		肥田 敬之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第29回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書14ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第29回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る10月28日、中村委員、廣井委員、曾根委員、岩橋章委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、笠野委員、山本委員にお願ひします。それでは議案の審議を始めさせていただきます。議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地の面積は、田のみで2,733㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願ひします。なお、対象農地については、13ページの議案第6号農用地利用集積計画No.9で利用権の設定を上程しております。以上で

す。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が7件ございました。

No1 昭和40年頃から宅地の一部として利用している。

No2 昭和25年頃から山林となっている。

No3 昭和35年頃から宅地として利用している。

No4 30年以上前から山林となっている。

No5 47年以上前から宅地として利用している。

No6 70年以上前から宅地として利用している。

No7 平成5年頃から養魚場として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われまゝです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。なお、これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまふ。なお、No. 2は報告事項農地法第18条第6項の規定による通知についてNo. 1及び2に関連しています。また、No. 3及び4については、新規就農となりますので、現地調査及び事情聴取をおこなっておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願います。

◆13番（曾根 光彦）No. 3につきまして報告いたします。去る10月28日、岩橋章委員、事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。今回の申請内容は、新規就農であり、譲渡人である・・・氏、譲受人である・・・氏と平成8年8月27日売買契約がされており、現在、農地法第3条の許可が必要のため条件付所有権移転仮登記をしている状況であります。申請地は・・・他5筆の農地で地目は田、現況は雑種地で、合計面積2,562㎡、申請人・・・氏は現在、・・・で約4,275㎡の果樹園

を経営しており、今回、当申請地においても果樹園の経営を行ないたいとの申請がありました。栽培については、柿、みかん、栗等の予定です。収穫については、近隣住人の方でアルバイトとして来ていただく予定をしているそうです。農機具保有台数は耕運機1台、噴霧器1台、草刈り機1台、軽トラック1台、なお、住居から申請地までの距離は約5.5km、移動時間約1時間とのことです。また、年々耕作放棄地が増える中、新規就農者が一人でも多く農業経営に魅力を感じていただければと思います。申請人・・・氏の農業に対する意欲を感じ、何ら問題ないものと思われまふが委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。報告は以上です。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。次に、No. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井 伸多）No. 4につきまして報告いたします。去る10月28日に中村委員と事務局藤田副課長並びに殿元副主査と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請人は現在72歳で67歳の妻と共に有田川町にある13,856㎡の農地でみかんの栽培をおこなっております。しかしながら喘息などの持病もあり、今後は生業としての農業を続けて行く事に不安を感じていました。そこで二人の子供達が住む和歌山市へ居を移してその先で自家消費分程度の野菜や果樹を栽培して、余生を送りたいと考え、適地を探していた所、親の代からの知り合いである

譲渡人から申請地を勧められ金銭的にも購入可能な額であった為、合意し本申請に至りました。申請地は現在、長い間休耕地となっており、多少の瓦礫状態となっているのでユンボなどで掘り起こし、必要ならば土を投入するとのこと。栽培品目は白菜・キャベツ・トマト等の野菜と水路側が傾斜地になっているのでそこには柿やビワ等の果樹を植える予定です。耕作に必要な農機具一式は農家歴50年な事から有り余る程所有しております。通作距離は約28kmですが、十数年前に・・・に土地を購入済みなので家を建築次第そこから通うことになり耕作に支障となりません。有田川町農業委員会発行の耕作証明を提出されていますし、地区の取り決めを順守する事や草刈り、水路の清掃等に協力参加する事を確認しておりますので特に問題は無いと思われませんが、皆様の慎重なご審議の程よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、名草地区・・・、明和

中学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請地を農業倉庫及び露天駐車場に転用するものです。なお、令和4年7月8日付で農用地区域除外済みです。この案件は一般基準を満たしていると思われれます。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、山口地区・・・、山口小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、住宅需要が高い当該申請地を分譲住宅11戸に転用するものです。開発許可申請中です。

No.2 申請地は、西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘カースクールから・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、住宅需要が高い当該申請地を分譲住宅6戸に転用するもので

す。開発許可申請中です。

No.3 申請地は、三田地区・・・、竈山神社から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人であり、現在使用している露天資材置場が手狭になってきているため、申請地を新たに露天資材置場に転用するものです。

No.4 申請地は、安原地区・・・、黒江駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は申請地の隣接地に自宅があり、申請地を生活用道路として転用するものです。

No.5 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請地周辺の集落には駐車スペースが確保できていない住人が多いため、申請地を露天貸駐車場として転用するものです。

No.6 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、業務拡張により資材置場が不足してきているため、申請地を露天資材置場として転用するものです。

No.7 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね

10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請地を近隣の寺院の駐車場として転用するものです。

No.8 申請地は、直川地区・・・、北サービスセンターから・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、岩出市の・・・を営む法人への貸し出し用の露天駐車場へ転用するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

また、No.1、2、3については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No.1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章）No.1につきまして報告いたします。去る10月28日に私と曾根委員、農業委員会事務局とで、申請地を確認し、また申請者に対して聴取を行いました。申請地は議案書のとおりです、転用目的は分譲住宅です。農地の区分は第2種農地であります。

転用実行者は・・・に本拠を置く・・・を営む法人です。昭和54年9月26日設立で、従業員は・・・資本金は・・・で、年間の売上は・・・です。申請に至った理由ですが、この周辺は空気が良く静かで住居としては最適であり、また小学校やスーパーが近いので、生活するのに便利とのこと。転用の内容ですが、北側の宅地も合わせて購入し、計2,800.54㎡で、11戸の分譲住宅を整備します。完成予定日は、令和5年1

0月30日予定とのことです。必要経費は土地込みで・・・ですが、・・・でまかいません。・・・の書類が添付されています。隣接農地の所有者及び土地改良区の同意も得ております。以上のことから、特に問題はないかと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。次に、No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井 伸多）No. 2につきまして報告いたします。去る10月28日に中村委員、事務局 藤田副課長並びに殿元副主査と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。事情聴取には申請人・・・の代表取締役である・・・氏と仲介業者であるみずほ建設・・・氏と・・・の・・・氏が出席されました。本申請は農地法第5条の許可申請で転用目的は分譲住宅6戸で地目は田で現況は休耕地となっている第2種農地です。場所は紀伊風土記の丘カースクールから・・・の位置にあります。申請人は・・・不動産の売買、賃貸、仲介、管理などを行い、資本金・・・、年間売上額・・・円、従業員数・・・、設立年月日は平成18年2月2日となっております。

申請人のメインバンクである・・・の紹介で堺市や熊取町などで10戸前後の分譲住宅を手掛けていました。その縁で今回は・・・のOBの方や前述した仲介業者の紹介で本申請地を調査し、付近には住宅地や飲食店が多く、西和佐小学校から・・・で、市道に面しているなど分譲住宅としての需要が充分に見込めるとの

結論に達し本申請に至りました。因みに和歌山としての初案件となります。資金計画についてはすべて・・・を予定しております。

敷地は北西を水路に囲まれているので少し盛土し、汚水、雑排水は合併浄化槽を通した後、北側及び西側の既存水路へ放流し、同じく雨水もそれぞれの既存水路へ放流予定です。水路管理者に関しては、以前は地元の池係が管理していたが、現在は解散済のため意見書はありません。隣接農地は無く周辺農地へ与える影響もほぼないと思われ、又、付近住民及び最寄りのガラスハウス農家への説明も行われていることから特に問題は無いと思われれますが、皆様の慎重なご審議の程よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。次に、No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので中村委員さん報告願います。

◆10番（中村 弘）No. 3につきまして報告いたします。至る10月28日廣井委員及び事務局とともに現地調査及び事情聴取を行いました。出席者は、・・・、・・・さん、行政書士の・・・さん、測量の・・・さんです。申請人は譲受人・・・（・・・）申請人は譲渡人・・・（・・・）申請地は・・・外1筆計1,836㎡で竈山神社から・・・の遊休地です。転用目的は露天資材置場、申請理由は近隣の・・・の社員等の駐車場不足で地主に返却を迫られており手平の約200㎡と約300㎡の2箇所为重機、工事車両を駐車するスペースもなく、工事現場の空いた所に駐車し凌いでいて、

内原の約1,100㎡も満杯状態であり、新規に搬入できない状態で整理するにも時間がかかる様です。

法人は資本金・・・万円、従業員は正規社員3人、設立は平成18年2月23日、年間売上・・・から・・・円程で、事業内容は和歌山市を中心に岩出市、海南市方面で・・・等を業務にしています。

転用の必要性は、広くて利便性の良い土地を探していたところ、自治会の役をしていて三田地区連合での知り合いの申請者所有の県道秋月海南線沿いの長さ約90mの土地を購入することになりました。転用内容は、土地造成後、砕石で仕上げ、東側から手平より単管、型枠他資材、中ほどに重機1台、ダンプ2台、手平よりユンボ1台、西側に砂、砕石、残土、内原の残土も処理する様です。排水計画は、雨水は周りに側溝を設け、北側中ほどに集水し、既存水路に放流する計画です。紀の川左岸土地改良区意見書を添付しています。周辺農地への被害は、隣接農地はなく転用による周辺農地への著しい影響はないと思われまます。転用の実現性について資金計画は自己資金、事業費見込み額・・・円の内、土地・・・円、造成費・・・円、完成予定日は令和5年3月20日です。添付書類、必要な書類はすべて完備しているそうです。以上報告を終わります。特に問題はないと思われまます。皆様の慎重なご審議よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。議案第5号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が9件ございました。賃借権が2件、使用貸借権が7件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。No.1からNo.3については、農業委員会による利用権の新規設定、No.4からNo.9については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田のみで25,355㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が6件あり、面積は、田のみで18,414㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので、第29回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会